



## 議事日程第4号

## 第1回定例会

平成23年3月8日(火曜日)

午前9時30分開議

## 再開

- |     |    |     |     |   |
|-----|----|-----|-----|---|
| 日程第 | 1  | 議第  | 3号  | 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)                                       |
| "   | 2  | 議第  | 4号  | 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                                |
| "   | 3  | 議第  | 5号  | 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)                                 |
| "   | 4  | 議第  | 6号  | 平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号)                                   |
| "   | 5  | 議第  | 7号  | 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                                |
| "   | 6  | 議第  | 8号  | 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)                                   |
| "   | 7  | 議第  | 9号  | 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)                            |
| "   | 8  | 議第  | 10号 | 平成22年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)                                    |
| "   | 9  | 議第  | 11号 | 平成23年度寒河江市一般会計予算  |
| "   | 10 | 議第  | 12号 | 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算                                       |
| "   | 11 | 議第  | 13号 | 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  |
| "   | 12 | 議第  | 14号 | 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  |
| "   | 13 | 議第  | 15号 | 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算                                       |
| "   | 14 | 議第  | 16号 | 平成23年度寒河江市介護保険特別会計予算  |
| "   | 15 | 議第  | 17号 | 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算                                   |
| "   | 16 | 議第  | 18号 | 平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算                                 |
| "   | 17 | 議第  | 19号 | 平成23年度寒河江市立病院事業会計予算   |
| "   | 18 | 議第  | 20号 | 平成23年度寒河江市水道事業会計予算  |
| "   | 19 | 議第  | 21号 | 寒河江市課制条例の一部改正について   |
| "   | 20 | 議第  | 22号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について                               |
| "   | 21 | 議第  | 23号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                  |
| "   | 22 | 議第  | 24号 | 一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について                                      |
| "   | 23 | 議第  | 25号 | 寒河江市地域活性化基金条例の一部改正について  |
| "   | 24 | 議第  | 26号 | 寒河江市乳牛導入資金貸付基金条例の廃止について                                       |
| "   | 25 | 議第  | 27号 | 寒河江市立保育所保育の実施に関する条例の一部改正について                                  |
| "   | 26 | 議第  | 28号 | 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について   |
| "   | 27 | 議第  | 29号 | 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について                            |
| "   | 28 | 議第  | 30号 | 寒河江市中学校給食費徴収条例の制定について   |
| "   | 29 | 議第  | 31号 | 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部変更について                                |
| "   | 30 | 議第  | 32号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                                      |
| "   | 31 | 議第  | 33号 | 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)                                      |
| "   | 32 | 請願第 | 1号  | 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出に関する請願           |
| "   | 33 | 請願第 | 2号  | 脳脊髄液減少症(低髄液圧症候群・低脊髄圧症候群・外傷性頸部症候群・外傷性髄液漏れ等)の医療に関する意見書の提出に関する請願 |

- ” 34 陳情第1号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情
  - ” 35 質疑
  - ” 36 予算特別委員会設置
  - ” 37 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第1、議第3号から日程第34、陳情第1号までの34案件を一括議題といたします。

### 質 疑

高橋勝文議長 日程第35、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

新宮征一議員 直接予算の金額等には一切関係ないので、どこで質問したらいいのか迷ったんですけども、あえて予算書に基づいて質問いたします。というのは、3款民生費第1項第4目障害者福祉費という。

高橋勝文議長 ページ、何ページでしょうか。

新宮征一議員 80ページです。

障害者福祉費と4目にあるわけですけれども、私の記憶ですと、何年か前に障害者の害という漢字、これを表記する上でいろいろイメージ的によろしくないということで、平仮名にするという経緯があったように記憶しております。また、これは平成22年度版なんですけれども、「寒河江市の福祉と健康」、この中でも計画書の中といたしますか、例えば寒河江市障がい者基本計画あるいは第2期障がい福祉計画、こういう計画にたぐいするものでは、がいという字を平仮名で表記しているんですね。同じ行政として統一した方がいいのではないかなという単純な質問なんですけれども、使い分けすることに何か意味があるのかどうか、あるいはそれを統一した場合に何か弊害になるものがあるのかどうか、その辺を含めてお聞かせいただきたいと思います。

高橋勝文議長 健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 議員御指摘のように、前にはその話題になったのは承知していますが、御案内のとおり、害につきましては法律に基づくものにつきましては法律で、例えば漢字を使用している場合は漢字をしてございます。また、そうでない場合、なるべく平仮名で表記する分については表記しているということで、議員御指摘のように「福祉と健康」についてもそれらを加味しながら表記しているところでございます。

高橋勝文議長 議第12号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 議案書 8 ページですけれども。

高橋勝文議長 マイクを使ってください。

佐藤暘子議員 8 ページです。情報システム専門員と納税相談員と、新設になっていますけれども、仕事の内容ですね、どういうことをするのか教えていただきたいと思います。

高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 それでは、私の方から情報システム専門員についてお答えを申し上げます。

業務の内容は、既存のデータベースソフトを使ってのソフトのシステムの構築あるいはパソコンの技術指導、セットアップなどでございます。あとは入力業務であります。

これまで、業者の方に派遣委託をして、派遣委託業務ですか、しておったわけですが、派遣をやめまして嘱託で直接雇用するというふうに変えるものでございます。

高橋勝文議長 税務課長。

犬飼弘一税務課長 納税相談員についてお答えいたします。

これまで、滞納者の徴収については納税相談による来庁型自主納付を推進してまいりましたけれども、さらに納税意識の高揚及び収納率の維持向上を図り財源を確保するため、これまでの国保相談員制度を廃止し訪問徴収を必要最小限にとどめ新たに納税相談員を設置し、収納、滞納整理事務体制の強化を図ろうというものでございます。

業務の内容ですけれども、納税に係る相談及び指導助言、それから収納及び納付特例、催告、滞納者管理及び滞納提出者の追跡調査、滞納者の財産調査及び差し押さえ等の滞納整理の補助、その他納税にかかわる業務ということで想定しております。

以上です。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 そうしますとこれまでみたいに、例えば国保の相談員といいますか、そういう方は個別に訪問して直接いろいろ話しながら納税に協力してもらってきたということがあると思うんですけれども、そういうことはしないで庁内において、毎日それは受け付けるということになるわけですか。

高橋勝文議長 税務課長。

犬飼弘一税務課長 訪問徴収をまるきりなくすわけではなくて、どうしても来れない方についてはこちらの方でお邪魔すると考えております。嘱託職員ですので、週29時間という体制でお願いいたします。

納税相談については職員も当然いたしますので、勤務中はずっと行ってまいります。

以上です。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 そうすると、これまで1カ月に何回ですか、市の職員が窓口を開いて対応していたということがあると思いますけれども、時間内に来れない人とか、そういう方たちの相談とかそういうことをやっていたと思いますけれども、そういうことは引き続きやっていくということによろしいのでしょうか。

高橋勝文議長 税務課長。

犬飼弘一税務課長 これまで同様に特別納税相談の月も設けますし、毎週月曜日延長相談日ということで延長していますので、そちらの方で対応してまいりたいと思います。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 今の情報システム専門員と納税相談員の人事というか、どういう人を雇用するのか、具体的に伺いたいと思います。

高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 情報システム専門員につきましては、資格要件を設けまして、一つは経済産業省が認定しております情報処理技術者の資格がある方、またキーパンチの実務経験がある、あるいは同等の能力がある方ということで資格要件を定めております。

以上でございます。

高橋勝文議長 税務課長。

犬飼弘一税務課長 納税相談員につきましては、週4日の嘱託職員ということでございまして、済みません、ちょっとお待ちください。

募集については公募をしてまいりたいと思います。資格については、65歳以下で市税等を完納している方、任期は3月までという予定で実施してまいりたいと思います。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 この納税相談員ですけれども、未納対策なども含めてその対応に当たるのか伺いたいと思います。

高橋勝文議長 税務課長。

犬飼弘一税務課長 先ほど申しあげましたように、業務内容は収納及び納付の督励ということでございますので、未納者の方にも当然相談を行ってまいりたいと思います。

高橋勝文議長 議第23号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 今回の条例の一部改正は、県の東京事務所への職員の派遣に伴って改正が提案されているわけでありましてけれども、そこで幾つかお尋ねをしたいと思うんです。

一つは、これまでも、東京事務所は初めてですけれども、県とは相互派遣といいますが、職員、県から市の方に来て市から県の方に行ってしまうということもやられていますし、あるいはまた広域事務組合なり開発公社なりに派遣するという形もやられているわけでありまして。そういう中で県に対し

での派遣ということでもありますので、相互派遣というと今1対1というか、こうなっているのかなと思うんですが、どういう趣旨なのかということが一つあります。相互にするということと、東京事務所に出すことによって、数、市から県に派遣している数と県から市の方に来ている人数的なものをまず教えていただきたいと思います。

それから、期間はどのようになるのか。

それから、給与の支払いの関係でありますけれども、ここでこういうふうに条例改正されているということは、県の東京事務所に派遣された職員に対しては市で給与を支払う。したがってその分は県から逆に市の方へ歳入で入ってくるという形になるのかどうか、この辺も教えていただきたいと思います。

そしてもちろん、相互派遣というのはお互い評価をしながら1対1の場合はわかるわけでありませけれども、東京事務所に派遣することにおいて県の方から示唆というのではないかと、単純にまず思っていますので、そうした場合の評価のあり方。これは毎年1人の人を県に派遣をして、その結果どれだけの市に対しての効果があるのかというのはその評価の仕方どのようになされるのか、お尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 総務課長。

今野要一総務課長 4点ほど質問ありましたので、順にお答えしたいと思います。

最初に、派遣の考え方でございますけれども、派遣の方法は地方自治法に基づく派遣と派遣法に基づく派遣がありますが、今回は地方自治法に基づく地方自治体同士の派遣という形になります。

人数ですが、昨年県の方との交流で1名県の方に派遣されて1名県の方から市の方に派遣されている方が実績としてございます。今回1名を派遣するという事で、現在この事例2件の考え方でございます。

期間ですが、数年という考え方でありますけれども、今回派遣しようとする考え方は県の方の派遣の考え方もあるわけですが、2年程度を一応予定としているところであります。

給与に関してでございますが、今回派遣しようとする職員は市と県との併任の身分になります。市の方で派遣して県の方で事例を交付して身分的には仕事をしていただくという形になりまして、給料、期末手当、扶養手当については市が負担し、事業を行うための時間外手当あるいは旅費、行動旅費これについては県が支給することになります。

評価の方法でございますが、今現在やっている相互交流のことにしましては県の方からも自治体の方の通常のことでおいで願っていますし、市の方からも随時派遣先の方にお邪魔して勤務の状況を把握しておりますし、なお本人からも勤務の実態などについての報告をいただいておりますので、そのような方向で今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 職員の身分が県と市との併任という形で給与等の支払いも双方から、市からと県から出るということのようではありますけれども、身分が併任といっても県の東京事務所ですので、仕事の的には県の仕事、市の仕事というのはどの程度やるのかも教えていただきたいと思いますが、給与などの基本的なことは市から出されるということで、市からは支払いなっていますけれども、その部分が県から市の歳入の方に入ってくるということであれば、県の東京事務所で仕事するわけだけ

らわかるんだけど、併任という形も、これまでの説明ですと県の東京事務所の職員だと。しかし寒河江市の職員が派遣で行っているわけだから、さまざま寒河江にかかわる部分についても仕事ができるんでないかという意味での説明を受けておたわけですから、したがって私は身分的には県の職員になっているのかなという思いをしたんです。そこら辺の関係が非常にあいまいになっていくのではないかなという心配が一つありますね。だめだとかなんかでなくて、心配があります。したがって、その辺についても、既に寒河江市だけでなくよその市からも県の方にこういう形で派遣されているんだとすれば、そこら辺の状況なども十分調査をしていただいて問題ないようにしていただきたいなというのが一つです。このことについても見解をお聞かせいただきたいと思いません。

それから、評価の関係ですけれども、仕事の状況という評価について今総務課長から答弁あったようですけれども、私はそういうことの評価でなくて、派遣するという、職員派遣をした結果、寒河江市にとってどういうメリットがあるのかという。もちろん財政事情が厳しい中で職員の確保というのも大変厳しい中で1人の職員を県に出すと。あるいは相互の、交換の場合にはわかります。そうでなくてこれは東京事務所に1人を出すとした場合の評価、これはきちっとしていく必要があるのではないかと思ったのでお尋ねをしたんですが、さっきの答弁がちょっと違う意味での答弁だったように思いますので、お聞かせをいただきたいと思いません。

それからやはり、こうした場合に2年程度ということのようですけれども、単身赴任になるのか。もちろん独身の職員の場あるいは妻帯者の場合、いろいろあろうと思えますけれども、やはり東京と離れているとなれば心身とも健全で仕事をできる状態を維持をしていくということは今日的には重要な部分だと思いますので、その辺の考え方、配慮といいますが、どうなっているのかもお聞かせをいただきたいし、同時に職員を派遣するわけありますから当該する職員労働組合との関係がどうなっているのか。これは十分なコンセンサスを得た上で、同意を得た上で実施していただきたいと思っていますけれども、この辺の状況と考え方をお聞かせをいただきたいと思いません。

高橋勝文議長 総務課長。

今野要一総務課長 お答えします。

一つ目は、身分の関係だと思いますけれども、市から派遣する方法には今やっている方法としては後期高齢者の派遣あるいは県庁の方への派遣、これは地方自治法に基づく派遣でございますので、これに基づいた場合は派遣を受けた地方公共団体職員の身分をあわせて有するという地方自治法上で明確にうたっていますので、何ら問題ないと考えております。

地方自治法でなくて、派遣法に基づいている、例えば保育士、にしね保育所の保育士だったりあるいは開発公社というものについてはまた派遣法でございますので、それは市の身分は派遣という形の別の法律での規定になるところでございます。

評価とメリットでございますが、基本的には職員を派遣することによっていろいろな情報の提供、今回の場合ですと企業誘致の方に部署に派遣をするわけですけれども、市が誘致する際のいろいろな情報提供をしていただくと、あわせ持って職員の今後の研修というものも組み合わせれば大きなメリットが出てくるのではないかと考えているところでございます。

赴任する場合の考え方ですが、県庁の場合ですと自宅からの勤務可能ということで、ある程度市

の職員と同じようなレベルでの考え方がありますが、今回は東京という赴任地になりますので、当然本人の意識の問題もありますが、家庭の環境が一番大切だと考えておりますので、家庭状況を十分考慮して2年間赴任されても支障のない方を派遣していきたい、その辺は十分考慮した上で人選を今進めているところでございます。

なお、組合についても構想ができた段階で話をしておりますので、協議した上での派遣となると思います。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 地方自治法に基づいての派遣なら、法律的に問題ないというのは、それは十分わかります。そうしますと、併任で寒河江市の職員でもあり、県の職員でもある。そして基本的なお金は寒河江市で出すということからすれば、県の東京事務所というよりも先ほどありましたように特に企業誘致などに関して仕事、東京事務所にながら発揮できるんだということであるならば、そういうことを主に寒河江市から派遣された東京事務所の職員は寒河江市の仕事の部分を、そういう部分主にやってもらおうとすべきだと思うんです。東京事務所の職員だ、たまたま寒河江とかかわることもやれるんだということではなくてと思うわけでありますけれども、その辺などは県との話の中できちっと求めていけるものであろうかと私は考えるわけでありますけれども、その辺のことについての考え方あれば教えていただきたいし、ぜひ今後具体的な任務のあり方については、私が今申しあげたようなことも県へも言っていたきながら市の職員として十分仕事できるようにお互い市と県でも対応していただきたいと思います。見解をお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 総務課長。

今野要一総務課長 現在、東京事務所の方には県の職員と今回寒河江市が派遣するような考え方で両方いるわけですが、合わせて25名ほど県東京事務所にはいらっしゃるようです。そのうち市から派遣されている併任で仕事している5名いらっしゃいます。今回の東京事務所の派遣については県の方からの要請ということではなくて、寒河江市からぜひ東京事務所の方に派遣して企業誘致活動に寒河江市の方の情報提供などもあわせて、職員研修もあわせてお願いしたということで市の方からお願いをして今回派遣するものでございます。お願いしている課としましては、いろいろ課があるんですが、企業振興課、企業誘致を主に、県の方の企業誘致もあわせて市町村の企業誘致も同時にやっている課であります、そこの方の配属としてぜひお願いしたいと要請しております。まだ正式に回答をいただいておりますが、そこで配属をお願いしたいと要望している段階でございます。そこで県の職員と派遣されている方、よそにいるかどうかまだわかりませんが、一体となって企業誘致活動を進めながら市への情報提供そして県の方の仕事の手伝い、手伝いというか県の方の身分という形にも併任になりますので、そういった仕事の中から市の方の情報提供なりあるいは企業訪問をする際の足がかりをつかんでいただくという一つのステップとして考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

高橋勝文議長 議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この基金の利用現状と関係団体との協議状況についてお聞かせをいただきたいと思  
います。

高橋勝文議長 農林課長。

尾形清一農林課長(併)農業委員会事務局長 お答えいたします。

この基金につきましては、昭和47年に基金を創設したわけでありまして、当時酪農家数が  
297戸でありましたけれども、現在酪農家数は9戸となっております。過去8年間で1件49万円利  
用された実績がありましたけれども、酪農家の団体、それからこの基金を融資しております農協と  
協議した結果、現在はほとんど現金で取引やっていると、今後は基金の利用は見込めな  
いということで了解を得まして今回基金廃止の条例を上程いたしました。

高橋勝文議長 議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤暘子議員 今回の条例は、中学の開始に伴って、違うの、27号、失礼しました。

高橋勝文議長 議第28号ですけれども。

佐藤暘子議員 済みません、間違いました。

高橋勝文議長 当該員です。

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。川越議員。川越議員ですけれども、当該所属議員だとい  
うことをわきまえてください。

川越孝男議員 わかります。

もちろんこの条例制定には賛成であります。ところが、中学校の給食費徴収の条例をつくるん  
ですけれども、小学校についてこういう徴収するという考え方、中学校の今回条例つくることには賛  
成、小学校についてどのように教育委員会が考えているのか。もし、小学校も同様という考えであ  
るならば今回小中学校という条例の提案の方法もあつただろうし、小学校の給食費徴収の関係の別  
建てのという考え方もあつたと思うわけでありますけれども、その辺の考え方を教えていただきた  
いということが一つ。

もう一つは、第3条、第4条に関する規則、これも示していただきたいと思。後でこの条  
例を審査する上で必要でありますので、出していただきたい。この二つ。

高橋勝文議長 資料要求でしょうか。

川越議員に申しあげます。本会議での資料要求は動議により行っていただくようになっておりま  
すが、動議として要求いたしますか。

川越孝男議員 委員会で求めてもいいですけれども、そのときポイントだということ、準備するにも  
都合があるのかなと思ったので、ここで求めたわけであります。

あとまず質問を。

高橋勝文議長 議事進行いたします。阿部室長。

阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長 小学校との関係ということでございますけれども、会計

処理の方式につきましては前回の議会でもお話しになったわけでございますけれども、大きく分けて私会計と公会計というのがある。

高橋勝文議長 阿部室長。もう少しマイクをつけてお願いします。

阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長 私会計と公会計と二つの方法があるということで、御案内のとおり小学校については私会計ということでそれぞれの学校で会計処理を行っているということでございます。そのような関係で、保護者からの集金等につきましては学校が直接行っているということで、市の歳入歳出の予算等にはある意味かわりないということで、学校給食会計はそれぞれの学校で運用されているということでございます。

今回、中学校給食につきましては御案内のとおり給食センター方式ということで一括して1カ所の給食センターで調理をしてその食材等につきましても一括して購入をして会計処理をするということから、公会計方式、歳入歳出一般会計の中で処理をするということでございます。そのようなことから、このたび給食費の徴収条例というものを整備いたしまして保護者の皆様から負担いただくということを明確にして運営していこうというものでございます。

高橋勝文議長 川越議員。所属する委員会でありますので、政策的な部分に限って質問をお願いいたします。

川越孝男議員 したがって、今答弁されたように、中学校給食の給食費については市で公会計できちっとするという事は学校現場の多忙解消にもなるわけでありまして、したがって、同じ市の学校、小学校、中学校の違いあります。センター化と自校調理という自校でのこれはもちろん直と民間委託の調理業務ありますけれども、同じ市の学校給食費の徴収のあり方としては中学校で今回導入する公会計方式、これは非常にいいんだと思うんです。したがって、同じ市の学校でありながら小学校は今のままということでなくて、そういうふうにするべきだと思いますけれども、こういうことについての教育長の見解をお聞かせいただきたい。そういう方向にしていくべきだとこれまでも何回も意見は申しあげてきたわけでございますけれども、今現在できないあるいは将来もしない、将来はそうしていくということがあろうと思いますし、これはまさに政策的な課題だと思いますので、教育委員長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 阿部室長も答弁したわけですが、今回の条例化に当たりましては当然ながらただいまの議員御質問のような趣旨については十分検討したつもりであります。

そこでまず小学校につきましては、議員おっしゃられるように自校調理であるということで、各学校で相当の、当然の苦勞をしながらですけれども工夫し定着しているという一つの事実上の重みがございます。それから、中学校につきましてはセンター方式で一括のやり方をやるということから、公会計しかむしろあり得ないといえますか、私会計ではちょっと困難だというような背景がございました。

議員おっしゃられるように、同じ市内の中学校と小学校ですから、本来は私自身同一方式が望ましいかと思えます。ただ、中学校についてはおくれて今回新たに始めるものですから、まずはこの方式で中学校で実施させていただいて、小学校につきましては定着しているという重みも十分感じながら、動向を見ながら今後において検討させていただきたいと考えております。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今後検討ということでありますけれども、小学校は定着しているというのはそういうふうに教育委員会の方で私会計でそれぞれ学校で、保護者で徴収してもらうという方式をとってきたからだと思います。ただ、今教育現場は非常にそのことで大変ですし、給食費の未納・滞納という状況も発生もしていますし、これが拡大するのではないかとという心配もあります。したがって、中学校同様になるように教育委員会としてはぜひ検討していただきたい。そういう方向に小学校の現場の声を聞いていただきながら先生方の多忙解消という問題あるいは滞納・未納という状況をも十分とらえていただきながら、中学校と同様の方向になるように検討していただきたいということを申しあげておきます。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 この納付の方法なんですけれども、銀行口座の振りかえとかそれからコンビニ等での振り込みとか、そういうものもあると思いますけれども、どのような方法でされるのか伺いたいと思います。

高橋勝文議長 阿部室長。

阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長 納付の方法でございますけれども、これにつきましては口座振替の方法を原則として考えております。どうしても口座が設けられないですとか特別な事情がある場合は、御相談いただきながら対応したいと考えております。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 未納が当然出てくると思うんですけれども、今問題になっていますのは子ども手当の中から給食費を差し引くということをとっているところがあるようですけれども、そういうことについては寒河江市の教育委員会はどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

高橋勝文議長 阿部室長。

阿部藤彦学校教育課中学校給食準備室長 御案内のとおり、平成23年度の子ども手当法につきましては今国の方で審議がされているところでございますけれども、昨年12月の5大臣の協議によりまして子ども手当から給食費を天引きできるようにするという方針が示されたわけですけれども、まだ今法律が審議中だということで動向がわからない状況でありますので、当面は子ども手当にかかわらず口座振替ということで徴収できるように準備をさせていただいているところでございます。

高橋勝文議長 議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第36、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第3号、議第11号から議第20号まで及び議第33号の12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第11号から議第20号まで及び議第33号の12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

高橋勝文議長 日程第37、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務常任委員会	議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第32号、陳情第1号
厚生経済常任委員会	議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第31号、請願第2号
建設文教常任委員会	議第4号、議第30号、請願第1号

予算特別委員会	議第3号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第33号
---------	--

散 会 午前10時14分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。